

### 申告対象となる主な償却資産（業種別）

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
各業種共通	パソコン コピー機 ルームエアコン 内装・内部造作等 応接セット キャビネット 看板(広告塔 袖看板 ネオンサイン) 他
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機または冷蔵機付のものを含む) 他
料理・飲食店業	テーブル 椅子 厨房用具 冷凍冷蔵庫 カラオケ機器 他
娯楽業	パチンコ器 パチンコ器取付台(島工事) ゲーム機 両替機 玉貸機 還元機 カラオケ機器 他
理容業、美容業	理容・美容椅子 洗面設備 消毒殺菌機 サインポール 他
クリーニング業	洗濯機 脱水機 乾燥機 プレス機 ボイラー ビニール包装設備 他
医（歯）業	医療機器(レントゲン装置 手術機器 歯科診療ユニット ファイバース コープ等) 他
印刷業	各種印刷機 製版機 裁断機 製本設備 他
建設業	ブルドーザー パワーショベル フォークリフト(軽自動車税の対象とな っているものを除く) 大型特殊自動車 他
製造業・鉄鋼業	金属製品製造設備 食料品製造設備 梱包機 施盤 ボール盤 他
ガソリンスタンド 自動車整備業	洗車機 ガソリン計量器 独立キャノピー 地下タンク 防壁 コンプ レッサー 溶接機 オートリフト オイルチェンジャー 他
不動産貸付業 駐車場業	受・変電設備 発電機設備 蓄電池設備 中央監視制御装置 門・塀・緑 化施設等の外構工事 舗装路面 機械式駐車装置(ターンテーブル) 他
諸芸師匠業	楽器 花器 茶器 他
農業	ビニールハウス 温室管理装置等の農業用機械設備 耕運機 農耕用車 輜(小型特殊自動車を除く) 他

※上の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

#### ～ 調査等のご協力をお願い ～

申告書の受理後、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づく調査、または地方税法第 354 条の 2 に基づく、国税(所得税・法人税)関係申請書等の閲覧を行うことがあります。ご協力とご理解のほどお願いいたします。調査の結果、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年次に応じて遡及することになりますので、あらかじめご承知おきください。

#### ご提出前に…

- 申告書に連絡先の記入はされておりますか？
- 申告書にご捺印されましたか？
- (電算処理方式の場合、) 全資産の種類別明細書は添付されておりますか？
- (控えのご返送をご希望の場合、) 切手を貼った返信用封筒を同封してありますか？